

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

委員会特別会合報告書

2006年7月18-19日
オーストラリア、キャンベラ

委員会特別会合報告書
2006年7月18-19日
オーストラリア、キャンベラ

議題項目 1. 開会

1. 委員会は議長を鈴木亮太郎氏（日本）、副議長をダリル・クインリヴァン氏（オーストラリア）とすることを確認した。
2. 会合は議長が提案した委員会及び拡大委員会会合の運用手続きを了承した。
3. 議題は採択され、別添 1 に記載。
4. 議長は参加者を歓迎し開会した。
5. 参加者は紹介を受けた、また参加者リストは別添 2 に記載。

議題項目 2. 拡大委員会による決議事項と報告書の採択

6. 委員会は拡大委員会の決議事項を採択した。右は別添 3 に記載。

議題項目 3. 閉会

7. 会合は 2006 年 7 月 19 日午後 11 時に閉会。

別添リスト

別添

- 1 議題
- 2 参加者リスト
- 3 拡大委員会特別会合報告書

議題
委員会特別会合
2006年7月18-19日
オーストラリア、キャンベラ

1. 開会
2. 拡大委員会における決議事項と報告書の採択
3. 閉会

参加者リスト
委員会特別会合
2006年7月18-19日
オーストラリア、キャンベラ

議長

鈴木 亮太郎 外務省経済局漁業室室長

遵守委員会議長

デービッド・ウッド 漁業省上席国際顧問

SC 議長

アンドリュー・ペニー 魚類環境保護サービスコンサルタント

独立レビューパネル

ミナミマグロ日本市場データレビュー

影山 正 クロール・インターナショナル東京支社長
アンソニー・バーギン オーストラリア・ストラテジック・ポリシー
インスティテュート
日高 健 近畿大学助教授

オーストラリアミナミマグロ蓄養事業レビュー

テレンス・オニール オーストラリア国立大学
ステフェン・バタグリーン タスマニア大学
伏見 浩 福山大学教授

オーストラリア

ジョン・カリッシュ (代表者) 農漁業林業省漁業養殖業担当部長
ジェームス・フィンドレー 農漁業林業省地方科学局漁業海洋科学計画担当官

サイモン・ヴェイチ	農漁業林省国際漁業政策担当官
アンドリュー・バックレー	農漁業林省国際漁業政策担当官
ステイブ・ロウクリフ	農漁業林省国際漁業政策担当官
トゥリッシュ・ストーン	オーストラリア漁業管理庁ミナミマグロ漁業上席管理官
ライアン・マーフィー	オーストラリア漁業管理庁ミナミマグロ漁業管理官
ニコル・フリント	オーストラリア漁業管理庁管理官
コリーン・クロス	オーストラリア漁業管理庁ミナミマグロ漁業管理官
シャノン・エバンス	オーストラリア漁業管理庁管理官
マルコム・サウスウェル	オーストラリア漁業管理庁漁業上席管理官
ケリー・スミス	オーストラリア漁業管理庁管理官
キャンベル・デイビーズ	CSIRO 海洋大気研究部主任研究員
マリネル・バツソ	CSIRO 海洋大気研究部研究員
ウィリアム・ストーリー	法務省国際法務部上席担当官
カトリーナ・クーパー	外務貿易省法務部上席担当官
フィリップ・キンプトン	外務貿易省法務部上席担当官
ポール・バーク	外務貿易省日本担当室上席担当官
アメリア・アップルトン	外務貿易省法務部企画官
ララ・マスグレーブ	環境遺産庁海洋環境局持続的漁業評価政策部長
デービッド・ウォルター	環境遺産庁海洋環境局企画官
エマ・ローレンス	農漁業林業省地方科学局漁業海洋科学計画担当官
ケビン・マックロクリン	農漁業林業省地方科学局漁業海洋科学計画担当官
ジェイ・ヘンダー	農漁業林業省地方科学局漁業海洋科学計画担当官
クエンティン・ハニッシュ	ウーロンゴン大学教授
ニコラス・ストレッチ	ゲイデنز法律事務所弁護士
ブライアン・ジェフリーズ	オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長
トニー・キングストン	SBT-MAC 代表
ピーター・ネビル	SBT-MAC 会長
グレン・サント	トラフィック・オーストラリア代表
トニー・サンティック	トニーズ・ツナ・インターナショナル代表
ジェームス・オーロフ	トニーズ・ツナ・インターナショナル
ロビン・パイク	エクリプス・アイランド・フィッシング
ジャスティン・ネリガン	ブラスロブ・フィッシング
グレッグ・ハニーチャーチ	AJKA 代表
マイケル・トーマス	オーストラリア・フィッシング・エンタープライズ代表
リチャード・リンゼイ	オーストラリア・フィッシング・エンタープライズ

日本

末永 芳美 (代表者)	水産庁資源管理部審議官
山下 潤	水産庁資源管理部遠洋課長
勝山 潔志	水産庁増殖推進部漁場資源課資源技術調査官
坂本 孝明	水産庁資源管理部国際課課長補佐
成澤 行人	水産庁資源管理部遠洋課かつお・まぐろ企画官
晝間 信児	水産庁資源管理部国際課
平野 統三	在豪州日本大使館参事官
渡辺 英人	外務省経済局漁業室
魚住 雄二	遠洋水産研究所業務推進部長
宮部 尚純	遠洋水産研究所温帯性まぐろ資源部長
石川 賢廣	日本かつお・まぐろ漁業協同組合組合長
三浦 望	日本かつお・まぐろ漁業協同組合国際部
鈴木 敬幸	日本かつお・まぐろ漁業協同組合顧問
西川 喜美雄	日本かつお・まぐろ漁業協同組合顧問
羽根田 弘	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
白川 修	日本かつお・まぐろ漁業協同組合顧問
本山 雅通	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会
金澤 俊明	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会理事

ニュージーランド

スタン・クローザース (代表者)	漁業省上席国際顧問
アーサー・ホーア	漁業省上席漁業管理官
シェルトン・ハーリー	漁業省上席研究官
イングリッド・ジェイミソン	漁業省上席国際研究官
サラ・オマンズン	漁業省上席研究官
アンドリュー・ジェンクス	外務貿易省法律顧問
マリーナ・アンダーソン	在豪ニュージーランド高等弁務官事務所書記官
ケビン・ストークス	シーフードインダストリーカウンシル主任研究員
アリストアー・マクファーレン	シーフードインダストリーカウンシル代表
ポール・ハフレット	ソランダ代表
ヴォーン・ウィルキンソン	サンフォード代表

大韓民国

キュー・ジン・ソック
ドゥ・ハエ・アン

海洋漁業省国際協力局国際漁業課参事官
国立漁業調査開発研究所遠洋漁業資源部主任研究員

協力的非加盟国

フィリピン

ジル・アドラ
リチャード・サイ

漁業養殖業局地域管理上席顧問
フィリピン ORPT 会長

オブザーバー

漁業主体台湾

ホン・イェン・ファン（代表者）
ジェームス・チュー
カオ・チン・プー
ユー・イー・ファン
ユー・シャン
ジュリー・ジュイ・チュー・リン
シュー・リン・リン
ジェニー・チン・ファ・ソン
クワン・ティン・リー

行政院農業委員会副組長
在豪台北経済文化交流事務所所長
外務省専門委員
行政院農業委員会漁業署課長
外務省二等秘書回部辦事
在豪台北経済文化交流事務所
行政院農業委員会漁業署スペシャリスト
国立海洋大学応用経済研究所教授兼署長
台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会秘書

CCSBT 事務局

ブライアン・マクドナルド
宮澤 軌一郎
ボブ・ケネディー
ウォーレン 真理

事務局長
事務局次長
データベースマネージャー
事務担当

通訳

馬場 佐英美

小池 久美

メーガン・シモジ

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

別添 3

拡大委員会特別会合 報告書

2006年7月18-19日
オーストラリア、キャンベラ

拡大委員会特別会合報告書

2006年7月18-19日

オーストラリア、キャンベラ

議題項目 1. 開会

1. 議長（鈴木亮太郎氏）が開会した。
2. 議題が採択され、別紙1として添付。
3. 参加者リストは別紙2に、文書リストは別紙3として記載。
4. オーストラリアと日本はみなみまぐろの市場データと蓄養データの不調和に関する独立レビューの共同声明を発表。別紙4に記載。
5. オーストラリアと日本によるオープニング・ステートメントはそれぞれ別紙5、6に記載。

議題項目 2. レビューレポートの発表と考察

2.1 日本市場データにおける不調和

6. 日本市場データにおける不調和(CCSBT/0607/11)の独立レビューは、独立パネルを代表して影山氏と日高博士によって報告された。
7. 独立レビューパネルはメンバーから多くの質問が寄せられた。基本的な質問は以下に関するものであった：
 - 不調和の程度と期間;
 - 異なる期間(1985-1995, 1996-2002, 2003-2005)における不調和の推計値の信頼性の差異;
 - パネルメンバー間の見解の相違の理由、但し、不調和の規模を比べた際に不調和の推計値の差異(ケース1と2)は比較的小さい;
 - どちらの不調和の根拠を採用すべきか; および
 - 市場データの不調和推計値は、冷凍漁獲物が市場に出るまで時間がかかることから、実際の年間漁獲量と(年単位で)直接比較は出来ないことに留意。必然的に、報告書の不調和推計値は特定年の値ではなく複数年の値となる。
 - オーストラリアからの質問に対し、影山氏は14市場の調査、分析を行った旨回答した。いくつかの市場ではみなみまぐろを分けて記録していなかったため調査は行わなかった、また統計を整備していない市場もあり情報収集が困難であった。例えば、金沢市場は直接消費地市場に出荷している。日高博士は、パネルはみなみまぐろを区別して統計をとるすべての卸売市場を調査したと述べた。みなみまぐろの統計がない市場を調査していないが、取扱数量が極めて少ないと想定される。

それら市場を調査しなかったことはレビューパネルの結論の大勢には影響がない。

2.2 オーストラリア蓄養事業における不調和

8. オーストラリア蓄養事業における不調和(CCSBT/0607/12)の独立レビューは、独立パネルを代表してバタグレン博士によって報告された。
9. メンバーは、報告書作成に携わったパネルメンバー間における見解の隔たりが極めて大きいことを確認した。パネリストはオーストラリア表層漁業の現行の規制及び管理体制の頑健性については同様の見解であったが、曳航中の体重減および平均体重を求めるための40尾サンプルにおける潜在的バイアスについては意見を異にした。意見の相違は、統計的に有為な分析を行うに相応しいデータか否かという科学的見解の違いにより生じた。オニールとバタグレンは、パネルに提供されたデータと既に述べられている混乱を招く問題に基づき、オーストラリアのミナミマグロ蓄養産業において過剰漁獲が発生していることを彼らは特定することは出来ないとの印象を受けた。伏見と山川は、限られたデータとはいえ、パネルは過剰漁獲を推計しなければならず、これこそがパネルの責務であると思料した。
10. パネルが遊漁について考慮していないことが留意された。報告書においては、詳細な分析は直近5年に制限されたが、一部のデータについては10年分が記載された。
11. 会議では生簀毎の個体測定データの入手の困難性について議論した。報告書における分析は、オーストラリア漁業管理局(AFMA)による蓄養監査からのパッキングリストデータを利用した。しかしながら、オーストラリアは、パネルに提供されたパッキングリストデータは監査により収集されたものではあるが、取り上げの方法が原因で蓄養イケスのすべての魚を代表していないとした。AFMAが完全な監査を行うのは年に20%の蓄養場のみであり、生鮮魚の輸出をしている場合に限られる。加えて、生鮮魚は、ダイバーにより高値が付く大型魚が選択される傾向にある。オーストラリアはレビューには70超のデータセットを提供した旨発言した。
12. 一部のメンバーは、成長率分析に用いられたTISデータは、年の初めの大型魚を含み、それは表層漁業ではなくはえ縄漁業によるものかもしれないことに注目した。このようなはえ縄による漁獲物は分析をさらに混乱させる。はえ縄のデータが含まれているのか、外れ値であるのか確認するためには更なる調査が必要とされる。

レビューレポートへの対応方針

13. ニュージーランドはオーストラリアと日本の主導による独立レビューを歓迎するとともに、全てのパネルメンバーに対し感謝の意を表した。ニュージーランドは以下のステートメントを行った:

- 結論がコンセンサスに達しないことに大いに失望しました。
 - 議長、ニュージーランドは報告書に示された過去になされたであろう過剰漁獲のレベルに大いに憤慨させられました。過剰漁獲のレベルは本委員会の国際的な信用を損なう恐れがあります。我々がこの危機をいかに乗り越えるかによって評価を下されることでしょう。
 - 我が国の船団は、現在の資源状況によって縮小されました。資源状況と我が国船団の現状および組織的でハイレベルな過剰漁獲の間に、直接的な因果関係があると結論付けざるを得ません。
 - 私は、ニュージーランドが大いに苦しめられ、そして事態の解決を望んでいるということをはっきりさせたい。
 - どちらの独立パネルも、関係する情報の全てが提供されたわけではないために、報告書を完結できませんでした。私は、報告書に関しさらなる行動をとるよう、日本、オーストラリア両国に強く望みます。両国政府に対し、しかるべき政府機関が強制力をもって、パネルに与えられることのなかった関連情報を入手することを求めます。
 - 日本とオーストラリア政府は、関係業界の行いについて説明する責任があります。独立パネルを隠れ蓑にさせてはいけません。
 - 一方、我々は独立科学パネルに対し最良かつ入手可能な情報を提供しなければなりません。
 - ニュージーランドは、コメントを求めるため、報告書の独立科学パネルへの送付を提案します。
 - 我々は10月にTACの決定を下さなければなりません。現時点で、我々が科学委員会から得た最良かつ入手可能なアドバイスは、2007年から全水域の漁獲量(14,930トン)から7,160トンを削減するというものです。
 - これがニュージーランドの立場です。
14. 台湾は資源状況についての関心を表明した。台湾は、CCSBT 12は拡大科学委員会によって勧告された2006年の漁獲量削減に合意を見られなかったため、2007年に7,160トンの削減という勧告の代替案を採択する必要があると述べた。算定された過剰漁獲はCCSBTのTACとほぼ同じ量になっている年もあったと指摘。台湾は、拡大科学委員会に対し新たな情報をもとに資源評価を再度行うよう要請した。
15. 韓国は、独立レビューパネルの結論が真実とすれば、過去において過剰漁獲が行われてきたことを意味するとした。これは、違法、無報告、無規制漁業(IUU)であり、委員会は、どのメンバーがそれに責任を有するかについて再確認すべきとした。韓国は、何年もの間、慢性的に世界的に広く行われている難問であるIUU漁業の撲滅にすべての努力を注いでおり、CCSBTは、一貫した姿勢のもと強力な措置の採択を通じ、我々の共有財産である漁業資源の保護という公約を保証すべきとした。また、CCSBTはCCSBT 12において管理手続き(MP)の最終化の局面であったが、オーストラリアと日本が採択を見送ったと述べた。韓国は、2007年には

拡大科学委員会による 7,160 トンのクォータ削減を受け入れる必要があると考えていると忠告した。

16. 科学委員会議長は、CCSBT/0607/13 に基づき説明のうえ、CCSBT のオペレーティング・モデルにおける漁獲量及び CPUE の修正推定値に関するオプションについて助言した。特別会合から適当な助言があれば、オペレーティング・モデル・コードを、代替となる漁獲量と CPUE のシナリオを取り扱うために更新することが可能であり、また、修正コンスタント・キャッチ・プロジェクションにより、短期リスクを低減するための当初の漁獲量削減勧告について最新の助言を提供できるであろう。他方、MP の再チューニングとテストについては、CCSBT 14 において最終的な MP の実施の勧告がなされると想定し、2007 年に実施する必要があるとした。
17. 会合では、独立レビューに基づき SAG/ESC へ提供しうるアドバイスについて議論がなされ、以下が提起された。
 - オーストラリアは、科学諮問パネルおよび科学委員会が資源評価の修正に着手できるよう、独立レビューパネルからの報告書を直ちに提供するという事にメンバーが合意できなかったことに失望した。科学委員会に作業を完遂するのに十分な時間を与えるのは必須であるとし、科学諮問パネルは独立レビューパネルによって示された情報の妥当性を評価するという重要な役割があるとコメントした。オーストラリアは CCSBT 13 に必要となる科学的作業を促進するための「資源状態のアドバイスに対する過剰漁獲シナリオのインパクトについての SAG/SC への最小限の助言要請」という名の文書を提案した。
 - オーストラリアは、資源評価の重要な点は CPUE シリーズであると主張。具体的には、市場レビューパネルは 40kg 以上および以下の漁獲物の数量の提供に努めた。また、2005 年の過剰漁獲については、水産庁からの情報があったとした(CCSBT/0607/11、129 ページ参照)。水産庁は、2005 年には 1,700 トンの過剰漁獲があったと承知し、みなみまぐろ非選定船のみならず選定船も関与したと考えている。このことが過去 20 年の船団における典型的なものであることを、仮に水産庁が示すことが出来れば有用である。使用されるデータは船団からのファインスケールデータ(ないしはログブック)となる。これらデータが利用可能となれば、作業はより達成可能なものとなるであろう。
 - 日本は、過剰漁獲について蓄養レビューパネルがコンセンサスに達しなかったことに懸念を示した。また、市場及び蓄養レビューは並列的に行われるという合意があったと述べた。しかしながら、市場レビューの 4 名のパネルは不調和について数値を示したが、蓄養レビューにあっては 2 名が数値を示したものの、他の 2 名は示さなかった。さらに、蓄養レビューは直近 6 年しかカバーしていない。蓄養レビューについては、蓄養事業の全てのタイムシリーズについて推定過剰漁獲量が提供されない限り、特定のシナリオに合意することは困難である。日本は、タギングシステムを含む新たなみなみまぐろ漁業規制について説明を行った。

- オーストラリアは、レビューはバランスの取れた形で幅のあるオプションを提供し、前進するための良い情報を提供したとみなした。科学諮問パネルと拡大科学委員会が検討すべきシナリオを準備するという委員会の責任を果たすのは今であると考えた。
 - 韓国は、レビューレポートにおいて同意が得られなかったことを懸念し、それ以上の議論は意味のないものであるとした。何年も、能力と人材、費用をみなみまぐろの資源評価に費やしてきたが、内部の問題により最終的な局面において結果がメンバーによって否定されてしまうことに落胆した。韓国はこの状況が CCSBT 13 まで続くことは好ましくないとした。
 - ニュージーランドと台湾は、存在するにも関わらずパネルに提供されていないデータがあることが懸念されるとした。SAG/SC で分析する最良の最新情報を提供するシナリオを検討する用意はあるが、実際のデータに置換しうるものはないとし、オーストラリアと日本に業界から完全なデータを入手するよう要求した。
 - オーストラリアは、レビューには完全に協力し、レビューパネルに対しては 70 超のデータセットを提供したとした。個々の企業からの完全なパッキングリストデータの提供についてのコメントに対し、オーストラリアは、伏見と山川が完了した分析のためにそのようなデータを用いることは不適當であるとの見方も否めず、これら分析の信頼限界は非常に大きいとした。本件について将来、喜んで詳細に議論する用意があるとした。
18. SC 議長は、科学的見地から市場レビューのケース 1 と 2 の差異はかなり小さいとした。委員会がケース 1 又は 2 を信頼にたると合意するにしても、2 つのケースの差異を解決するのにそれほど力を注ぐ必要はないのではないかとした。蓄養レビューに関し、SC 議長は、レビューパネルは蓄養場への池込み量の推定における潜在的バイアスを特定するという良い作業をしたと述べた。SC 議長は、独立科学諮問パネルが可能性のあるバイアスの原因を考察し、これらを定量化するための勧告を提供することができるかと確信していると述べた。
19. 資源状態に対する過剰漁獲シナリオのインパクトについての SAG/ESC への助言要請に係る指示書につき決着するために、オーストラリアは叩き台となる資料を提供した。拡大委員会は、当該資料を検討のうえ、別紙 7 のとおり合意した。拡大委員会は、メンバーが当該資料を精査し、2006 年 7 月 26 日までにコメントを事務局に提供するという合意した。SAG/ESC への指示書について休会中に合意するために、事務局がコメントを回章することとなった。

議題項目 3. 国別割当における過剰漁獲と過小漁獲の管理

20. 会議は本議題の検討を CCSBT 13 まで延期することとした。

議題項目 4. CCAMLR との関係

21. 会議は本議題の検討を CCSBT 13 まで延期することとした。

議題項目 5. 遵守委員会 – 付託事項

22. 事務局長が、遵守委員会の付託事項および運用手続きに関して文書 CCSBT/0607/06 の説明を行った。CCSBT/0607/06 のオプション 4 が、遵守委員会議長が取り仕切る作業部会での審議のための原案として用いられた。
23. 会議は、作業部会で策定された修正遵守委員会付託事項を採択した。付託事項は別紙 8 に掲載。
24. 会議は、遵守委員会の詳細についての検討は、遵守委員会の初回会合で取り扱うことに合意した。事前作業は休会中に実施。その間、遵守委員会はナショナルレポートにある情報を利用することとなる。

議題項目 6. 新事務局長の指名

25. 拡大委員会は、新事務局長に係る選考委員会の決定が CCSBT の正式な決定になることに合意した。文書 CCSBT/0607/07 に示した任命の条件についても合意した。

議題項目 7. その他

26. 拡大委員会は報告書および提出されたすべての文書について CCSBT 13 において検討されるまで秘扱いにすることを決定した。

議題項目 8. 報告書の採択

27. 報告書は採択された。

議題項目 9. 閉会

28. 会合は 2006 年 7 月 19 日午後 11 時に閉会された。

別紙リスト

別紙

- 1 議題
- 2 出席者リスト
- 3 文書リスト
- 4 みなみまぐろの市場と蓄養データの不調和に関する独立レビュー
ー日・オーストラリア共同声明
- 5 オーストラリアによるオープニング・ステートメント
- 6 日本によるオープニング・ステートメント
- 7 資源状態のアドバイスに対する過剰漁獲シナリオのインパクト
についての SAG/SC への最小限の助言要請
- 8 遵守委員会付託事項

議題
拡大委員会特別会合
2006年7月18-19日
オーストラリア、キャンベラ

1. 開会
2. レビューレポートの発表と考察
 - 2.1. 日本市場データにおける不調和
 - 2.2. オーストラリア蓄養事業における不調和
3. 国別割当における過剰漁獲と過小漁獲の管理
4. CCAMLR との関係
5. 遵守委員会一付託事項
6. 新事務局長の指名
7. その他
8. 会議報告書の採択
9. 閉会

参加者リスト
拡大委員会特別会合
2006年7月18-19日
オーストラリア、キャンベラ

議長

鈴木 亮太郎 外務省経済局漁業室室長

遵守委員会議長

デービッド・ウッド 漁業省上席国際顧問

SC 議長

アンドリュー・ペニー 魚類環境保護サービスコンサルタント

独立レビューパネル

ミナミマグロ日本市場データレビュー

影山 正 クロール・インターナショナル東京支社長
アンソニー・バーギン オーストラリア・ストラテジック・ポリシー
インスティテュート
日高 健 近畿大学助教授

オーストラリアミナミマグロ蓄養事業レビュー

テレンス・オニール オーストラリア国立大学
ステフェン・バタグリーン タスマニア大学
伏見 浩 福山大学教授

オーストラリア

ジョン・カリッシュ (代表者) 農漁業林業省漁業養殖業担当部長
ジェームス・フィンドレー 農漁業林業省地方科学局漁業海洋科学計画担当官
サイモン・ヴェイチ 農漁業林省国際漁業政策担当官

アンドリュー・バックレー	農漁業林省国際漁業政策担当官
ステイーブン・ロウクリフ	農漁業林省国際漁業政策担当官
トゥリッシュ・ストーン	オーストラリア漁業管理庁ミナミマグロ漁業上席管理官
ライアン・マーフィー	オーストラリア漁業管理庁ミナミマグロ漁業管理官
ニコル・フリント	オーストラリア漁業管理庁管理官
コリーン・クロス	オーストラリア漁業管理庁ミナミマグロ漁業管理官
シャノン・エバンス	オーストラリア漁業管理庁管理官
マルコム・サウスウェル	オーストラリア漁業管理庁漁業上席管理官
ケリー・スミス	オーストラリア漁業管理庁管理官
キャンベル・デイビーズ	CSIRO 海洋大気研究部主任研究員
マリネル・バツソ	CSIRO 海洋大気研究部研究員
ウィリアム・ストーリー	法務省国際法務部上席担当官
カトリーナ・クーパー	外務貿易省法務部上席担当官
フィリップ・キンプトン	外務貿易省法務部上席担当官
ポール・バーク	外務貿易省日本担当室上席担当官
アメリア・アップルトン	外務貿易省法務部企画官
ララ・マスグレーブ	環境遺産庁海洋環境局持続的漁業評価政策部長
デービッド・ウォルター	環境遺産庁海洋環境局企画官
エマ・ローレンス	農漁業林業省地方科学局漁業海洋科学計画担当官
ケビン・マックロクリン	農漁業林業省地方科学局漁業海洋科学計画担当官
ジェイ・ヘンダー	農漁業林業省地方科学局漁業海洋科学計画担当官
クエンティン・ハニッシュ	ウーロンゴン大学教授
ニコラス・ストレッチ	ゲイデنز法律事務所弁護士
ブライアン・ジェフリーズ	オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長
トニー・キングストン	SBT-MAC 代表
ピーター・ネビル	SBT-MAC 会長
グレン・サント	トラフィック・オーストラリア代表
トニー・サンティック	トニーズ・ツナ・インターナショナル代表
ジェームス・オーロフ	トニーズ・ツナ・インターナショナル
ロビン・パイク	エクリップス・アイランド・フィッシング
ジャスティン・ネリガン	ブラスロブ・フィッシング
グレッグ・ハニーチャーチ	AJKA 代表
マイケル・トーマス	オーストラリア・フィッシング・エンタープライズ代表
リチャード・リンゼイ	オーストラリア・フィッシング・エンタープライズ

漁業主体台湾

ホン・イェン・ファン（代表者）	行政院農業委員会副組長
ジェームス・チュー	在豪台北經濟文化交流事務所所長
カオ・チン・プー	外務省専門委員
ユー・イー・ファン	行政院農業委員会漁業署課長
ユー・シャン	外務省二等秘書回部辦事
ジュリー・ジュイ・チュー・リン	在豪台北經濟文化交流事務所
シュウ・リン・リン	行政院農業委員会漁業署スペシャリスト
ジェニー・チン・ファ・ソン	国立海洋大学応用經濟研究所教授兼署長
クワン・ティン・リー	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会秘書

日本

末永 芳美（代表者）	水産庁資源管理部審議官
山下 潤	水産庁資源管理部遠洋課長
勝山 潔志	水産庁増殖推進部漁場資源課資源技術調査官
坂本 孝明	水産庁資源管理部国際課課長補佐
成澤 行人	水産庁資源管理部遠洋課かつお・まぐろ企画官
晝間 信児	水産庁資源管理部国際課
平野 統三	在豪州日本大使館参事官
渡辺 英人	外務省経済局漁業室
魚住 雄二	遠洋水産研究所業務推進部長
宮部 尚純	遠洋水産研究所温帯性まぐろ資源部長
石川 賢廣	日本かつお・まぐろ漁業協同組合組合長
三浦 望	日本かつお・まぐろ漁業協同組合国際部
鈴木 敬幸	日本かつお・まぐろ漁業協同組合顧問
西川 喜美雄	日本かつお・まぐろ漁業協同組合顧問
羽根田 弘	日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事
白川 修	日本かつお・まぐろ漁業協同組合顧問
本山 雅通	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会
金澤 俊明	全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会理事

ニュージーランド

スタン・クローザース（代表者）	漁業省上席国際顧問
-----------------	-----------

アーサー・ホーア	漁業省上席漁業管理官
シェルトン・ハーリー	漁業省上席研究官
イングリッド・ジェイミソン	漁業省上席国際研究官
サラ・オマンズン	漁業省上席研究官
アンドリュー・ジェンクス	外務貿易省法律顧問
マリーナ・アンダーソン	在豪ニュージーランド高等弁務官事務所書記官
ケビン・ストークス	シーフードインダストリーカウンシル主任研究員
アリスター・マクファーレン	シーフードインダストリーカウンシル代表
ポール・ハフレット	ソランダール代表
ヴォーン・ウィルキンソン	サンフォード代表

大韓民国

キュー・ジン・ソック	海洋漁業省国際協力局国際漁業課参事官
ドゥ・ハエ・アン	国立漁業調査開発研究所遠洋漁業資源部主任研究員

協力的非加盟国

フィリピン

ジル・アドラ	漁業養殖業局地域管理上席顧問
リチャード・サイ	フィリピン ORPT 会長

CCSBT 事務局

ブライアン・マクドナルド	事務局長
宮澤 軌一郎	事務局次長
ボブ・ケネディー	データベースマネージャー
ウォーレン 真理	事務担当

通訳

馬場 佐英美

小池 久美

メーガン・シモジ

文書リスト
拡大委員会特別会合

(CCSBT/0607/)

01. Draft Agenda
02. List of Participants
03. Draft List of Documents
04. (Secretariat) Management of Over-catch and Under-catch in National Allocations
05. (Secretariat) Relationship with CCAMLR
06. (Secretariat) Compliance Committee – Terms of Reference
07. (Secretariat) Executive Secretary
08. (Australia/Japan) Japanese SBT Market Data Anomalies
09. (Australia/Japan) Australian SBT Farming Operation Anomalies
10. (Taiwan) Proposal for Management of Over-catch and Under-catch in National Allocations/Catch Limit
11. (Australia/Japan) Japanese SBT Market Data Anomalies (Full Report)
12. (Australia/Japan) Australian SBT Farming Operation Anomalies (Full Report)
13. Overview of Options for Dealing with Revised Estimates of Catch and CPUE in the CCSBT Operating Model and Management Procedure.: A. Penney, A. Parma, and R. Kennedy

(CCSBT/0607/Info)

01. (Advisory Panel) Reply prepared by the Advisory Panel and Independent Chairs to questions from the CCSBT Secretariat regarding our opinions and advice on the implications, workload scheduling and budgetary implications that might result from any CCSBT request for additional advice from the SC in response to the outcomes of the planned reviews of SBT market data from Japanese markets and the Australian farming operation at Port Lincoln.
02. (Japan) Japanese New SBT Fishery Regulation.

みなみまぐろの市場データと蓄養データの不調和に関する独立レビュー

日本・オーストラリア共同声明

第 12 回みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT) 年次会合 (2005 年 10 月 11-14 日) において、拡大委員会は総漁獲許容量 (TAC) に対し過剰漁獲が発生しているのか否か、発生しているのであれば過剰漁獲の期間とその原因を特定するためのみなみまぐろの日本市場データにおける不調和とポートルンカーンで行われているオーストラリア蓄養事業の不調和に関する独立レビューに着手するという日本とオーストラリアによる決定を歓迎した。

それぞれのパネルは、オーストラリアと日本が各パネルに 2 名を指名し、4 名の独立専門家で構成された。両パネルはレビューを遂行するために各々 5 回の会合を重ね、7 月の特別会合に向けレビューが最終化されるよう定期的に連絡をとった。透明性を確保するため、パネルメンバーが非公開としない限り、パネル会合はすべての拡大委員会メンバーに公開された。台湾とニュージーランドは何回かの会合に代表を派遣した。

これらレビューは、オーストラリア政府と日本政府の漁業を監督する機関の間における共同作業の画期的な成果となった。レビューは、自主的かつ両国政府の人材、金銭の面において相当な負担のもとに創始された。本レビューは世界的なみなみまぐろ漁業の科学的評価に的確な情報を供給することの確保を促進する。これらのレビューは、みなみまぐろ資源の持続的かつ最良の実践的な管理へのオーストラリアと日本のリーダーシップと強い責任の現れである。

オーストラリア政府と日本政府は独立レビューパネルからの報告書を今回の CCSBT 特別会合に提出できることを喜ばしく思っている。これらの報告書は

独立レビューからの結果を呈示している。パネルは、レビューのためのデータの確定、検証及び評価において多くの困難性があったことを報告している。

オーストラリアと日本は、報告書のなかのいくつかの点において、パネリスト間で未だに見解の相違があることを認めている。見解が相違する分野については注意深く検討する必要がある。科学委員会が資源評価の修正に新たなデータを使用する前に、拡大委員会が資源評価の改善に資するよう報告書を取り扱うべきである。

オーストラリアと日本は、みなみまぐろの管理について世界的に支持されることを確保する、国際的に信任される科学的プロセスの重要性を認識している。

オーストラリアと日本両国政府は、みなみまぐろ漁業の国内管理において絶え間のない改善を続けていく。

オーストラリアと日本は、みなみまぐろ漁業管理における世界で最良の実践を繰り返し確約し、すべてのメンバーと協力的非加盟国に対し、レビューの貴重な貢献への理解を求める。これらの共同レビューは、CCSBT の枠組みにおいてともに歩んでいく強固で不朽の責務を有するオーストラリアと日本の関係をより強力なものとしている。

オーストラリアによるオープニングステートメント

議長、各国代表団、事務局、通訳の皆様、おはようございます

キャンベラへようこそ。当地での短い滞在を満喫してもらえれば幸いです。オーストラリア政府は今晚レセプションを主催いたします。時間は午後 6 時 30 分から 8 時 30 分を予定しています。

多くの皆さんが第 12 回 CCSBT 年次会合を思い起こされているように、拡大委員会は、日本市場データとオーストラリア蓄養事業におけるデータの不調和について、独立パネルが調査するというオーストラリアと日本による決定を歓迎しました。

言うまでもなく、みなみまぐろ漁業は我々すべてにとって重要なものです。みなみまぐろ産業は、オーストラリアにとって重大な関心事であり、また蓄養産業のスペシャリスト達による技術革新と知見は大いに誇れるものであると自負しております、また、みなみまぐろ産業は南オーストラリアの地域の中心であるポートリンカーンにおいて極めて重要な産業となっております。蓄養産業は、ポートリンカーンの総雇用の 15% を創出し 10 億ドルに相当するというように、最も影響力のある産業です。

オーストラリア政府は、CCSBT 特別会合において議論する独立レビューパネルからの報告書を受領することができ喜ばしく思っております。レビューの知見は、世界のみなみまぐろ漁業の科学評価に正確な情報を与えるために役立つことでしょう。オーストラリアは、レビューの成果が世界の漁業の継続的かつ効果的な管理を確実なものにするべく CCSBT の科学プロセスに還元されることを期待しております。しかしながら、オーストラリアは、レビューがみなみまぐろ漁業の管理の絶え間ない改善のプロセスの最初の一步とも理解しております。メンバーによる決定は、正確で透明性があり立証可能なデータに支えられているということに留意したうえで、CCSBT における更なる研究が責任ある環境づくりに求められます。

CCSBT13 における IUU 漁業の撲滅と防止および効果的な管理手続きの履行を可能にする取極の合意に向け、メンバーが準備を行うことは重要です。SBT 漁業を効果的に管理するために、以下のような取組を実施することが重要です。

- 効率的な漁獲証明制度(CDS)。
- 十分に機能する遵守委員会。
- 集中漁船監視システムの実施。
- すべての漁法における 1x1 レベルでの月別漁獲量、努力量の事務局への通報の導入とみなみまぐろと混獲魚に関する詳細な歴史的漁獲量、努力量の提供。当該データの CCSBT 事務局への提出。

- すべてのメンバーに対する 10%のカバレッジの国際オブザーバー計画の 2007 年導入。
- 漁船登録制度のレビューとみなみまぐろを対象とするすべての漁船、冷凍運搬船を包括することを可能にする現行漁船登録の修正。

私は、オーストラリアにおける漁業に関する規則が厳格でよく管理されたプロセスであるということに、皆さんが賛同していただけると信じております。

オーストラリアは、CCSBT へのみなみまぐろの漁獲報告の責務を果たすために包括的なプロセスを実施しております。すべての魚は、総漁獲量を正確に CCSBT へ報告するために、確実に写真をとられカウントされるという、厳格かつ強制力のあるプロセスです。

オーストラリアは、総漁獲可能量割当の遵守を確実なものとするために、みなみまぐろ漁業者の監督、監査に年間約百万ドルを投じております。

オーストラリアは、また蓄養で漁獲される個別の魚を測定する新たなカメラ技術の継続的な改善、投資のシステムを設けました。

これらに満足することなく、オーストラリア政府はみなみまぐろ漁業の国内管理の絶え間ない改善に取り組み続けることをお約束し、現在も更なる改善のメカニズムを検討しつづけているところであります。

ジョン・カリッシュ

日本のオープニングステートメント

議長

この度の就任をお祝い申し上げます。

また、NZからはエマ・ウオーターハウスに変わり、クロザースさんが、また、韓国からはバン・キヒョクさんに変わり、（今回は出席されていないようですが、）ジェ・ハク・ソンさんがコミッショナーに就任されたことをお祝い申し上げます。非常に協力的に仕事をさせていただいた二人の前コミッショナーの今後の活躍をお祈り申し上げます。

今回の特別会合のキャンベラでの開催にあたり、今夜レセプションを設けてくださる豪州政府、また、準備に多大のご苦勞をかけた CCSBT 事務局の皆様感謝申し上げます。

さて、今回は、2日間の短い日程であります。今次会合の議題の一つでは、昨年の台湾での年次会合の際、日豪両政府で決定した日本市場及び豪州蓄養に関するレビューパネルの結果が報告されることとなっています。

漁業では、基本的に魚が無主物であり、海の中にいるため、その全てを知ることは困難という面があります。特に資源の状況を把握するのは困難です。

両国は、このような特性を有するミナミマグロの持続的利用のため、資源の再評価を行う重要性を認識し、この短期間に難しい課題に取り組んできました。

世界各地で、水産資源の状態が悪い事例が報道され、各国間の利害が錯綜する中で、利害関係国である国同士で、自らが難しい事態に直面するかもしれないにも関わらず、我が国及び豪州は、自らの意思で、日本市場における差異（アノマリー）、蓄養における差異を検証するため、独立のパネルを設置しこの問題に取り組むことにしたのです。

このような、意思決定及び方法は世界の漁業において前例がなく、自ら率先して問題に取り組んだ先取的な優れた取り組みであると自負しているところです。

この度の市場調査に対しては、我が国政府は最大限の協力をしてきました。

我が国は世界でも有数の水産物市場を有し、ミナミマグロに関してはほぼ全量が我が国に輸入されるという特別の地位にあります。そのような状況の下、統計や輸入データなどの、多くの情報が存在しています。

一方で、水産物市場はあまりにも複雑すぎて、その仕組みを全て理解することは非常に困難です。これは調査を行ったパネルの先生方がよく理解されていることと思います。

また、自由競争主義社会のもとでは、色々な情報が存在している一方で、企業には秘密情報というものがあります。自由主義経済の下で、すべてを公開させる事は困難であったことも否定はしません。

しかしながら、関係者から最大限の協力を得て、今回の市場調査を実施したわけです。

これには、CCSBT からの予算を仰ぐことなく、日豪両国は多大な予算と、人的・時間的労力を費やしてこの業務を遂行しました。

我が国は、豪州も同様に、自ら進んで、責任ある漁業国として、進むべき選択をしていると信じます。

我が国は水揚げ検査の強化により、昨年秋に我が国漁船の過剰漁獲を摘発し、当該超過分を今漁期の漁獲枠から差し引くとともに、新たに今漁期より、船舶別の個別割当て、魚体毎の採捕番号表示及び指定陸揚港を含む管理制度を導入しました。

また、政府全体で厳しい人員整理が進むなか、陸揚げ検査強化を図るため、陸揚港における駐在官を増員し、さらに今後も増員を行うこととしています。

ミナミマグロについて、幾多の困難を乗り越え、未来志向で、さらに資源がよくなり、この資源を利用している、どこの国等の関係者も持続的に繁栄がもたらされることが必要です。

世界のマグロ漁業について、どの国も責任ある漁業管理をしていくことが世界から求められています。我が国は、今までにも TIS (Trade Information System) を活用して世界の漁業管理に貢献してきました。

今後とも引き続き、このような貢献を続けて行きたいと思います。

ありがとうございました。

**資源状態のアドバイスに対する過剰漁獲シナリオ
のインパクトについてのSAG/SCへの最小限の助言要請**

資源状況とTACアドバイスの修正を得るためのシナリオをSAG/SCに提供するために、対応しなければならない5つの主要な論点を確認した:

- a) 過剰漁獲の量?
- b) 過剰漁獲が発生した年?
- c) 過剰漁獲における体長?
- d) どの船団が過剰漁獲をしたのか?
- e) 名目CPUEシリーズで用いられている報告努力量に由来する過剰漁獲の量は?

長期的には、会合では、これらの問いに対し信頼できる回答を与えうる詳細な情報をすべての関係国が提供すべきということで合意した。一方、情報収集には時間を要すること、その間にも委員会は10月の年次会合において資源状態とTACアドバイスの更新を行わなければならないことも認識された。

2006年SAG/SCで何らかの進展を図るために、最低条件¹として下記概要において、はえ縄漁獲量、蓄養漁獲量および名目CPUEについて、個々のシナリオのインパクトにつきアドバイスを求めることに合意した。

案件	オプション	信頼性の加重
市場の不調和	ケース 1 - 1996-2005	50% 注：1996-2002年の推計の精度は2003-2005年より劣る
	ケース 2 - 1985 - 2005	50%
蓄養の不調和	ケース 1 - 1992 - 2005	注：オニール、バタグレンは、レビューパネルが使用可能なデータは、みなみまぐろ蓄養事業において過剰漁獲が発生していると結論することを支持しないと述べた
	現状維持	
	10%過剰漁獲	
	20%過剰漁獲	

¹ SAG/SC はこれらシナリオのみに基づいたアドバイスを提供するよう制限される訳ではなく、これらのシナリオより妥当と思われる代替シナリオに基づいたアドバイスの提供が奨励されている。

	ケース 2 表 7.18 (オーストラリア蓄養レビュー報告書)	注：伏見、山川は 952t または 18% から 2544t または 49.5% の過剰漁獲量を推計
名目 CPUE	0-100% の延縄の不調和を現行の名目 CPUE シリーズの補正に使用	

名目 CPUE の修正

CPUE は比であるので、漁獲量の変更でも努力量の変更でも同じ効力をもつ。それゆえ、シナリオ検査を目的に、代わりとなる CPUE 値のレンジを調査する手段として、過剰漁獲が過去の報告努力量に帰する割合を変えることが可能。一切の過剰漁獲を過去の報告努力量に帰せないことは(すなわち 0%)、CPUE に変化がないという結果となる。その対極では、全ての過剰漁獲 (100%) が報告努力量に帰せられ、名目 CPUE が相応に上向き補正される。

修正名目 CPUE シナリオ (あるいはシナリオのレンジ) を決定するための助けとなるであろう、既存及び使用可能な様々な情報源がある。それらには、2005 年の漁船検査報告書、RTMP データ、日本漁船のオブザーバー (例：AFZ, NZ EEZ, 公海, 南ア) が含まれる。

過剰漁獲の体長組成

過剰漁獲における体長組成について、レビューでは詳細かつ/または合意された情報が欠如していることを鑑み、特別会合は、現時点では過去の報告データからサイズ別漁獲量率を変更することについて根拠がないとした(すなわち過剰漁獲は報告漁獲量と同様の体長組成と仮定される)。

遵守委員会付託事項案

機能

- A. 拡大委員会により採択されたすべての保存管理措置の遵守のモニター、レビュー及び評価。
- B. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国による遵守活動についての情報交換。
- C. メンバー及び協力的非加盟国による遵守措置の履行状況を拡大委員会に報告。
- D. 遵守を対象としない措置を含み新たな遵守措置に関する拡大委員会への勧告を策定。
- E. 遵守活動と情報交換における協力に関する拡大委員会への勧告を策定。

手続規則

1. 拡大委員会による他の決定がない限り、遵守委員会は年に一度拡大委員会年次会合の直前に開催される。
2. 遵守委員会は各メンバー及び各協力的非加盟国から 2 名の代表で構成される。遵守委員会の代表は顧問を随行できる。定足数は拡大委員会のうち 3 メンバーとする。
3. 拡大委員会の取極により、関係する政府間組織、非政府組織及び非加盟国の代表はオブザーバーでの参加となる。
4. 遵守委員会は拡大委員会年次会合において検討に資する報告書又は拡大委員会の要請する報告書を準備する。
5. 遵守委員会の報告書及び勧告は出席している拡大委員会メンバーのコンセンサスによって採択される。
6. 拡大委員会のメンバーのみが投票権を有する。

7. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、遵守委員会の機能に関係するいかなる事案も提出することができる。
8. 拡大委員会は2年の任期を持つ遵守委員会議長を指名する。議長の再指名は一度のみ。議長は独立とし、メンバーの代表団にあってはならない。議長の指名は遵守委員会の技術的な性質を考慮して行われる。
9. 議長の任務は、遵守委員会会合の運営管理及び拡大委員会への遵守委員会報告書の提出である。
10. 遵守委員会開催の4週間前に、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、ナショナルレポートに列挙されている情報を報告書として提出する。遵守委員会は、コンセンサスにより、加盟国及び協力的非加盟国が報告書に記載すべき情報について、新たな要素を提案することができる。
11. 遵守委員会開催の4週間前に、事務局は拡大委員会の保存管理措置に関する活動についての報告書を提供する。
12. 遵守委員会は、審議に用いられる資料について機密及び非公開とする旨内容の拡大委員会への勧告を行うことができる。
13. 遵守委員会は、その活動を促進するための付託事項の改正に関し、拡大委員会への勧告を行うことができる。